

令和4年度第4四半期求職者支援訓練実施計画（短期・短時間特例訓練）

香川労働局職業安定部
訓練室

1月開講コースの認定申請受付期間：令和4年10月14日～令和4年11月10日（※1参照）

2月開講コースの認定申請受付期間：令和4年11月9日～令和4年12月13日（※2参照）

3月開講コースの認定申請受付期間：令和4年12月7日～令和5年1月16日（※3参照）

訓練分野		第4四半期（短期・短時間特例訓練）	
		1・2・3月開講コース	
		定員数	
計画総合計		上限なし	
基礎	地域区分	高松市地域	その他地域
	地域人数	上限なし	上限なし
	基礎コース合計	上限なし	
	基礎新規枠	上限なし	
	基礎コース計画枠	上限なし	
実践	介護合計	上限なし	
	介護系	上限なし	
	医療事務合計	上限なし	
	医療事務系	上限なし	
	情報合計	上限なし	
	情報系	上限なし	
	営業合計	上限なし	
	営業販売事務系	上限なし	
	その他合計	上限なし	
	その他系	上限なし	
	実践新規枠	上限なし	
	実践月計	上限なし	
実践コース計画枠		上限なし	

※1 1月開講コースの認定申請受付期間

1月5日以降に開講する訓練の受付期間：10月14日～10月27日

1月11日以降に開講する訓練の受付期間：10月14日～10月31日

1月20日以降に開講する訓練の受付期間：10月14日～11月10日

※2 2月開講コースの認定申請受付期間

2月1日以降に開講する訓練の受付期間：11月9日～11月22日

2月10日以降に開講する訓練の受付期間：11月9日～12月2日

2月21日以降に開講する訓練の受付期間：11月9日～12月13日

※3 3月開講コースの認定申請受付期間

3月1日以降に開講する訓練の受付期間：12月7日～12月20日

3月10日以降に開講する訓練の受付期間：12月7日～翌年1月4日

3月22日以降に開講する訓練の受付期間：12月7日～翌年1月16日

※4 該当月開講コースよりも前の認定申請受付期間に前倒して申請することも可能です。

※5 申請状況により、個別の訓練分野の認定申請受付期間を変更する場合があります。

※6 短期・短時間特例訓練コースとは、短期間（訓練期間：2週間以上2か月以下）又は短時間（1か月あたりの訓練時間：60時間以上100時間未満）の実践コースです。

※7 令和4年度認定上限値（788人）に到達した場合は、その時点で受付を終了します。

【認定申請に係る留意事項】

① 認定申請は毎月ごとに受付をします。

② 認定申請書類を受理後に認定基準を満たさない場合は、その旨と内容を申請者に確認の上、補正を指示します。不備等が是正され完成した申請書類の到着が補正期限に間に合わない場合は、当該認定単位期間における認定の対象外となりますのでご注意ください。ただし、チェック欄の記載漏れ等記載内容の大幅な修正でない場合は、申請者に了解を得た上で赤字修正する場合があります。

③ 申請内容が抽象的である場合、又訓練内容の特殊性から、認定基準に合致しているか判断しがたい場合には、申請者に対して確認するとともに、定められた申請書類及び添付書類以外の提出の書類を必要に応じて求める場合があります。また、必要に応じて現地確認を行うこともあります。